

○青森市平和の日等検討委員会条例

平成27年3月24日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、青森市平和の日等検討委員会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 平和を希求してやまないわたしたちのかけがえのない郷土青森市を平和なまちとして次代に引き継ぐとともに、世界の恒久平和の実現を目指して、市民がこぞって平和を享受し、及び祈念する日(以下「平和の日」という。)の制定に関する事項並びに本市における平和教育の推進及び市民の平和意識の継承について審議検討するため、青森市平和の日等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 市長の諮問に応じ、平和の日の制定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- 二 平和教育の推進及び市民の平和意識の継承について検討し、その結果を市長に報告すること。
- 三 その他本市及び世界の恒久平和の実現に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織等)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 本市及び世界の恒久平和の実現に関し識見を有する者
- 二 本市の歴史及び平和教育に関し学識経験を有する者
- 三 その他市長が必要と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条第1号の規定による答申及び同条第2号の規定による報告の日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱し、又は解任するものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第3条第1号の規定による答申及び同条第2号の規定による報告の日限り、その効力を失う。